

# 給付年金コーナー

## 納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は、所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和6年中（令和6年1月1日から令和6年12月31日）に納められた保険料の全額です。（令和6年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象です。）

本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

このため、日本年金機構から下記のスケジュールで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに送付されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書は、e-Taxで利用できる電子版の交付も行っています。郵送よりも早く受け取ることができ、簡単に確定申告ができるため、電子版を推奨しています。

マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることができます（登録をすると郵送されなくなります）。

	対象者	送付方法	送付時期
①	令和6年1月1日から令和6年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方	電子送付	令和6年10月中旬から下旬にかけて順次
		郵送	令和6年10月下旬から11月上旬にかけて順次
②	令和6年10月1日から令和6年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方（①の対象者は除きます。）	電子送付	令和7年1月下旬
		郵送	令和7年2月上旬

なお、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27・6560

## 第三者に住民票や戸籍などを交付した場合の本人通知制度

本人通知制度は、本籍の記載のある住民票の写しや戸籍の謄抄本等を本人の代理人や第三者に交付した場合、事前に登録をした方へその交付の事実をお知らせし、住民票などの不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害を防ぐ制度です。

長瀬町に住民登録や本籍のある方が登録できます。登録申請の際には、本人確認書類（運転免許証、旅券又はマイナンバーカードなど）をお持ちください。

問合せ 町民課 住民担当 ☎66・3111 内線126

## 12月の納期

●町県民税  
■特別徴収（第5期分）※今月支給される年金から天引きされます。

●固定資産税（第3期分）

●国民健康保険税  
■普通徴収（第6期分）  
■特別徴収（第5期分）※今月支給される年金から天引きされます。

●介護保険料  
■普通徴収（第6期分）  
■特別徴収（第5期分）※今月支給される年金から天引きされます。

●後期高齢者医療保険料  
■普通徴収（第6期分）  
■特別徴収（第5期分）※今月支給される年金から天引きされます。

納期限は12月25日(水)です。口座振替の場合は12月26日(木)が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

問合せ 役場 ☎66・3111

町県民税 税務会計課課税担当 内線115  
固定資産税 税務会計課課税担当 内線113

国民健康保険税 税務会計課課税担当 内線112  
介護保険料 福祉介護課介護包括ケア担当 内線143  
後期高齢者医療保険料 町民課給付担当 内線123